

○寒川町住居表示審議会条例

昭和60年9月30日

条例第12号

改正 昭和62年3月25日条例第1号

平成元年3月31日条例第14号

平成5年12月27日条例第17号

平成18年12月15日条例第33号

平成27年3月23日条例第9号

(設置)

第1条 住居表示に関する法律(昭和37年法律第119号)に基づき住居表示の円滑な実施を図るため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定による寒川町住居表示審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について、調査審議する。

- (1) 住居表示の実施基準に関すること。
- (2) 実施区域及び期日に関すること。
- (3) 住居表示区域内の町、街区又は道路等の冠称に関すること。
- (4) その他住居表示の実施に関し必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は、委員11人以内で組織する。

2 前項の規定にかかわらず、特別の事項を調査審議するため必要があると認めるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

(平27条例9・一部改正)

(委員及び臨時委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 公募の町民
- (2) 学識経験者
- (3) 関係機関の職員
- (4) 地域の代表

2 臨時委員は、当該特別の事項について、関係のある者又は知識経験を有する者のうちから町長が委嘱する。

(平27条例9・一部改正)

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 臨時委員は、当該特別の事項の調査審議が終了したときは、退任するものとする。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は、委員の互選によつて定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、都市建設部都市計画課において処理する。

(昭62条例1・平元条例14・平5条例17・平18条例33・一部改正)

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、最初に委嘱又は任命される委員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、当該委嘱又は任命の日から昭和62年3月31日までとする。

(寒川町非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 寒川町非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年寒川町条例第19号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(昭和62年3月25日条例第1号)抄
(施行期日)

- 1 この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則(平成元年3月31日条例第14号)
この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則(平成5年12月27日条例第17号)抄
(施行期日)

- 1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成18年12月15日条例第33号)抄
(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月23日条例第9号)
この条例は、平成27年4月1日から施行する。